

(1) 育児休業・産後パパ育休

(育児・介護休業法2、5～9条の6)

	育児休業	産後パパ育休 (出生時育児休業)
制 度 の 容	労働者が原則として1歳に満たない子を養育するための休業	産後休業をしていない労働者が原則として出生後8週間以内の子を養育するための休業
対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者(日々雇用を除く) ・有期契約労働者は、申出時点で、子が1歳6か月(2歳までの休業の場合は2歳)を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないことが必要。 <p>※労使協定で対象外にできる労働者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入社1年未満の労働者 ②申出の日から1年以内(1歳以降の休業の場合は6か月以内)に雇用関係が終了する労働者 ③週の所定労働日数が2日以下の労働者 	<ul style="list-style-type: none"> ・産後休業をしていない労働者(日々雇用を除く) ・有期契約労働者は、申出時点で、子の誕生日又は出産予定日のいずれか遅い方から起算して8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないことが明らかでないことが必要。 <p>※労使協定で対象外にできる労働者</p> <ul style="list-style-type: none"> ①入社1年未満の労働者 ②申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する労働者 ③週の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間	原則、子が1歳(最長2歳)まで	原則、子の出生後8週間以内に4週間まで
回 数	原則、分割して2回取得可能 (取得の際にそれぞれ申出)	分割して2回取得可能 (初めにまとめて申出)
手 続	休業開始予定日の1か月前(1歳6か月まで及び2歳までの育児休業は2週間前)までに書面等で事業主に申出 (出産予定日前の出産、配偶者の死亡等、緊急の場合は1週間前まで)	休業開始予定日の2週間前(労使協定を締結している場合は2週間超から1か月以内で労使協定で定める期限)までに書面等で事業主に申出
休業中の就業	原則、就業不可	労働者が合意した範囲で休業中の就業可(労使協定の締結必要)
取得者への経済的支援	雇用保険から「育児休業給付」支給(P99参照)	雇用保険から「出生時育児休業給付金」支給(P99参照)

(2) 子の看護等休暇（育児・介護休業法16条の2、3）

制 度 の 内 容	小学校第3学年修了前の子を養育する場合、子の世話等のために、休暇の取得が可能
対 象 者	小学校第3学年修了前の子を養育する労働者(日々雇用を除く) ※労使協定で対象外にできる労働者 1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
対象となる事由	・病気、けがをした子の看護 ・子に予防接種や健康診断を受けさせること ・感染症に伴う学級閉鎖等になった子の世話 ・子の入園(入学)式、卒園式への参加
回 数	1年に5日(子が2人以上の場合は10日)まで 1日又は時間単位で取得可能
例 外	時間単位での取得が困難と認められる業務に従事する労働者は、労使協定の締結により、1日単位での取得に限定することができる

(3) 育児のための所定外・時間外労働の制限

(育児・介護休業法16の8、17条)

	所定外労働の制限	時間外労働の制限
制 度 の 内 容	小学校就学前の子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合は、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない	小学校就学前の子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合は、事業主は、制限時間(1月24時間、1年150時間)を超えて時間外労働をさせてはならない
対 象 者	小学校就学前の子を養育する労働者(日々雇用を除く) ※労使協定で対象外にできる労働者 ①入社1年未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者	小学校就学前の子を養育する労働者 ※対象外の労働者 ①日々雇用される労働者 ②入社1年未満の労働者 ③1週間の所定労働日数が2日以下の労働者
期 間	1回の請求につき1年以上1年以内	
回 数	制限なし	
手 続	開始日の1か月前までに請求	
例 外	事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める	

※所定外・時間外労働についてはP65を参照

(4) 育児のための深夜業の制限（育児・介護休業法19条）

制度の内容	小学校就学前の子を養育する労働者がその子を養育するために請求した場合は、事業主は午後10時～午前5時(深夜)において労働させてはならない
対象者	小学校就学前の子を養育する労働者 ※対象外の労働者 ①日々雇用される労働者 ②入社1年未満の労働者 ③保育ができる16歳以上の同居の家族がいる労働者 ④1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 ⑤所定労働時間の全部が深夜にある労働者
期間	1回の請求につき1月以上6月以内
回数	制限なし
手続	開始日の1か月前までに請求
例外	事業の正常な運営を妨げる場合は、事業主は請求を拒める

(5) 育児のための所定労働時間の短縮措置等**(育児・介護休業法23条)**

制度の内容	3歳未満の子を養育する労働者に関して、1日の所定労働時間を原則として6時間とする短時間勤務制度を設けなければならない
対象者	3歳未満の子を養育する労働者(日々雇用及び1日の所定労働時間が6時間以下の労働者を除く) ※労使協定で対象外にできる労働者 ①入社1年未満の労働者 ②1週間の所定労働日数が2日以下の労働者 ③業務の性質又は実施体制に照らして、短時間勤務制度を講ずることが困難と認められる業務に従事する労働者
期間	子が3歳に達する日まで
代替措置	短時間勤務制度を講ずることが困難な労働者については、次のいずれかの措置を講じなければならない ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②テレワーク等の措置 ③フレックスタイム制 ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ⑤事業所内保育施設の設置運営その他これに準ずる便宜の供与